

主な内容

- ご存知ですか 健康保険の給付
- 算定基礎届に係るお知らせ
- 「健康づくり標語コンクール」を実施します



学生納付特例の 申請はお早目に



知ってますか？

こんなとき、 健康保険の給付が受けられます。

病気やけがをしたとき



保険証で受診したとき

療養の給付・家族療養費

病院などの保険医療機関で被保険者証を使って受診したときには、外来でも入院でもかかった医療費の一定の割合（下記【表1】参照）の負担で必要な医療が受けられます。

※入院時の食事に関する標準負担額を除く

【表1】

3歳未満	3歳以上 70歳未満	70歳以上	
		一定以上所得者	その他
2割	3割	2割	1割

入院したときの食事は

入院時食事療養費・家族療養費

1食260円の標準負担額を負担し、これを超えた額が保険でまかなわれます。

※低所得者の特例あり

医療費を全額支払ったとき

療養費・家族療養費



急病で被保険者証を持たずに受診し医療費の全額を自費で支払ったときは、保険者の承認を得れば費用の一部が払い戻されます。

多くの医療費がかかったとき

高額療養費



月ごと、医療機関（外来と入院、医科と歯科別）ごとに支払った自己負担額が、高額療養費算定基準を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

※世帯合算、多数該当などの特例あり

→ 高額医療費の貸付制度（無利子）もあります。
詳しくは5Pをご覧ください。

仕事を休んで給料がうけられないとき

傷病手当金（被保険者本人）



病気やけがのために4日以上仕事を休んで給料がうけられないときは、4日目から休業1日につき標準報酬日額の60%が支給されます。また給料が支給されてもその額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

緊急で入院するとき

移送費・家族移送費



医療を受けるため緊急に移送されたときには、実費または保険者が認めた額が払い戻されます。

在宅で訪問看護を受けるとき

訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

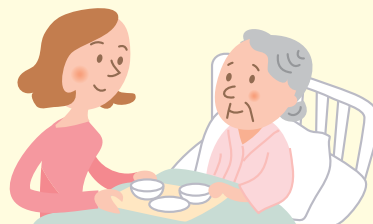
自宅で療養している難病患者等が医師の指示で訪問看護を受ける場合、定められた費用の一定割合（【表1】参照）の負担で訪問看護サービスを受けることができます。

※訪問看護ステーションに被保険者証と訪問看護指示書を提出

高度先進医療をうけるとき

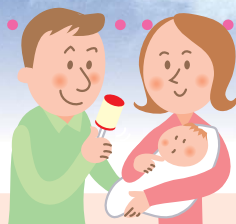
特定療養費・家族療養費

特別室への入院などの特別なサービスや高度先進医療を受けるときでも、通常の医療と共通する部分は一定の割合（【表1】参照）の負担で受けられます。通常の医療を超えた部分についてのみ全額自己負担となります。



健康保険では、被保険者とその家族（被扶養者）が、仕事および通勤災害以外のことで病気にかかったり、けがをしたとき、あるいは出産をした場合や死亡した場合に、さまざまな給付制度が用意されています。なかには手続きの必要なものもあります。きちんと手続きして給付を受けましょう。

出産したとき



赤ちゃん一人ひとりに

出産育児一時金・家族出産育児一時金

妊娠4ヵ月（85日）以上の出産については、1児ごとに300,000円が支給されます。

→ 出産費の貸付制度（無利子）もあります。
詳しくは5Pをご覧ください。

出産のために給料がうけられないとき

出産手当金（被保険者本人）

出産のために仕事を休んで給料がうけられないときは、出産日以前42日（双子以上の場合は98日）から出産日後56日までの期間、休業1日につき標準報酬日額の60%が支給されます。

※ 予定日より出産が遅れた場合は出産予定日で産前の期間を算出

死亡したとき

埋葬の費用として

埋葬料（埋葬費）・家族埋葬料

被保険者本人が死亡したときは、故人の標準報酬月額額の1ヵ月分が支給されます。（最低100,000円）

被扶養者が死亡したときは100,000円が支給されます。

※ 死亡した被保険者に家族の方がいないときは、埋葬を行った方に埋葬料の範囲で、かかった費用が支給されます。



…手続きが必要なので忘れずに申請しましょう。

算定基礎届に係るお知らせ

（社会保険事務所からのお知らせ）

算定基礎届については、各社会保険事務所から6月の初旬から中旬にかけて郵送される予定ですが、今年から「**支払基礎日数**」が「20日以上」から「**17日以上**」に変わりますので、ご注意願います。

また、「**支払基礎日数**」に係る取扱いについては、他にも変更される事項がありますので、算定基礎届に同封される「**記載例**」、「**社会保険事務の手引**」をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、各社会保険事務所が「社会保険事務説明会」を6月の中旬から下旬にかけて開催しますので、是非ご出席いただきますよう併せてお願いいたします。（日程及び会場については、算定基礎届を郵送する封筒の裏面に記載されています。）



学生納付特例制度

Q 子供が20歳になりました。国民年金の加入手続きをとりましたが、本人は大学生であり所得がなく、毎月の保険料を納めることが困難です。学生の場合に納付が猶予される制度があると聞きましたが、どのような制度なのか教えて下さい。

A 所得が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方については、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度があります。



国民年金保険料の

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは

一般的に学生は所得が低く、保険料を納めることが困難な場合がほとんどです。だからといって保険料を納付せず未払いのままにしておくと、万一の保証である障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。その様な事態を防ぐために「学生納付特例制度」があります。申請をして承認されると、申請した年度末までの保険料の納付が猶予されます。



対象者は

大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限が1年以上である過程に限る）に在学する20歳以上の学生であって本人の前年所得が141万円（社会保険料控除額を含めたおおよそのめやす）以下である場合です。

申請は

お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

※申請は、毎年度必要です。

学生納付特例と未納はこれだけ違う！

	全額納付	学生納付特例制度	未 納
障害・遺族基礎年金の受給資格期間には	○	○	×
老齢基礎年金額の計算では	○	×	×
老齢基礎年金の受給資格期間には	○	○	×

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受給するために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。

「高額医療費貸付制度」「出産費貸付制度」をご利用ください!

無利子
です

高額な医療費支払いや出産費用の支払いにおいて、高額療養費・出産育児一時金が支給されるまでの間、資金を無利子で貸付し、適切な療養の確保と家計負担の軽減をお手伝いします。

	高額医療費貸付制度	出産費貸付制度
対 象 者	政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者で、高額療養費を受給できる方	政府管掌健康保険の被保険者または被扶養者で次のいずれかに該当する方 ◎出産予定日まで1か月以内の方 ◎妊娠4か月(85日)以上で、医療機関に一時的な支払いを必要とする方
貸 付 金 額	高額療養費の支給見込額の8割相当額(100円未満切捨て)	10,000円単位で、最高240,000円(出産育児一時金の8割相当額まで)
返 済 方 法	後日支給される高額療養費から貸付金を精算し、差額は後で精算金として指定の口座へ振込いたします。	後日支給される出産育児一時金から貸付金を精算し、差額は後で精算金として指定の口座へ振込いたします。
申 込 必 要 書 類 等	医療費の明細の分かる請求書、保険証、預金通帳、印鑑、高額医療費貸付金申込書・借用書、高額療養費支給申請書	母子健康手帳または医師の出産に関する証明書、保険証、預金通帳、印鑑、出産費貸付金申込書・借用書、出産育児一時金請求書

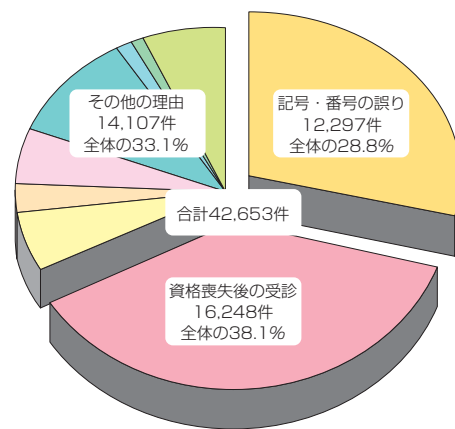
お 申 し 込 み
お 問 い 合 わ せ は

(財)新潟県社会保険協会

951-8104 新潟市西大畑町5191-14
にいがた社会保険センター内
☎ 025-225-2518

事業主の皆さまへ

- 1 被保険者等が保険医療機関に受診される際には、**その都度、被保険者証(カード)等を提示**されるようご指導をお願いします。
- 2 **被保険者証の記号・番号等に変更があった場合は**、速やかに保険医療機関の窓口へ申し出されるようご指導をお願いします。
- 3 資格喪失後の受診が多く発生しておりますので、**資格喪失後の被保険者証の早期回収**をお願いします。



新潟県の政管健保に係る資格関係理由別
(平成17年4月～12月)

健康づくり
標語コンクール入選作品

家庭で囲む食卓の 朝の食事は 元気のスタート

健康づくり

標語 コンクール

少子・高齢社会を迎え、当県では各種の健康づくり事業を実施しておりますが、その一環として被保険者や家族の一人ひとりが健康に関心を持ち、健康であることの素晴らしさを一層認識していただくため、今年も「健康づくり標語コンクール」を次の要領で実施いたします。

日ごろ、職場や家族で健康づくりについて感じていること、実際の経験から思いついたことなど、どしどし応募くださるようお待ちしております。

★募集要領

- 題 材 職場や家庭での健康づくりを明るく表現したもの
- 応募資格 社会保険に加入している事業主及び被保険者とその家族
- 応募点数 一人一点まで
- 応募方法 官製ハガキに作品と事業所名、同所在地、氏名、電話番号を記入し郵送してください
- 締め切り 平成18年6月9日(金)(当日消印有効)
- 応 募 先 財団法人 新潟県社会保険協会
〒951-8104 新潟市西大畑町5191-14
TEL (025) 225-2518
- 入選発表 「社会保険にいがた」誌上に掲載
金賞、銀賞、銅賞、佳作とし、入賞者には記念品をお贈りします
※応募作品の著作権は(財)新潟県社会保険協会に帰属し作品の返却はいたしません



6月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
新 津 商 工 会 議 所	15(木)	10:00～15:30	糸 魚 川 市 役 所	14(水)	10:00～15:00
五 泉 商 工 会 議 所	27(火)	10:00～15:30		28(水)	10:00～15:00
村 松 商 工 会	13(火)	10:00～15:00	巻 商 工 会	7 (水)	10:00～15:00
佐 和 田 商 工 会	21(水)	13:30～15:30	吉田町商工会(産業会館)	15(木)	10:00～15:00
両 津 商 工 会	22(木)	9:00～11:00	市民交流センター ナープルみつけ	28(水)	10:00～15:00
小 木 町 商 工 会	22(木)	9:00～10:30	阿賀野市水原公民館	21(水)	9:30～14:30
小 出 商 工 会	14(水)	10:00～15:00	中 条 町 商 工 会	15(木)	10:00～15:00
長岡市役所栃尾支所	21(水)	10:00～15:00	村 上 市 役 所	28(水)	10:30～15:00
小千谷商工会議所	27(火)	10:00～15:00	十日町地域地場産業振興センター クロス10	8 (木)	10:00～15:00
中郷区総合事務所	21(水)	10:00～15:00		22(木)	10:00～15:00
柿 崎 商 工 会	22(木)	10:00～15:00	年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。		

注) 佐渡地区の時間(朱書)は受付時間となりますのでご注意ください。

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>